

立川市立第八小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、立川市子どものいじめ防止条例に基づき、立川市立第八小学校いじめ防止基本方針を定める。いじめによる教育を受ける権利の侵害や心と体の健全発達の妨げ等、生命や身体が危険にさらされることのないよう全教職員が一丸となっていじめ防止に努める。この立川市立第八小学校いじめ防止基本方針を定める事によって、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に尽力する。この基本方針をもとに学校が果たす役割と責任を明らかにして、児童の人権を守り、健全育成の場を確立し、いじめのない第八小学校をめざす。

■いじめとは

「いじめ」とは、「その児童が、同じ学校に通うなどの一定の人間関係のある者から、心や体が傷つけられることにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。なお、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。(文部科学省)

■教職員の基本認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも、どの社会にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
- ④ いじめる児童には、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる。
- ⑤ いじめられている児童は、徹底して守り通し、いじめによって被る不利益がないようにする。
- ⑥ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方は間違っている。
- ⑦ いじめは、その行為によっては暴行、恐喝、強要等の刑事事件として扱われる。
- ⑧ いじめは、教師が人としてのお手本を示し、きちんと指導していくことが問われている。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である

未然防止の方策…【資料後掲】 ・いじめを生まない学級と授業 ・教師の人権感覚を高める ・教師の指導技術

■早期発見の観点

- ・いじめの発見経路
- ・いじめ発見の点検項目 ・
- ・いじめの発見が遅れる原因 ・
- ・早期発見のための手立て
- ・相談しやすい環境を整える

早期対応のながれ

いじめの兆候→軽視せずすぐ対応する→いじめられている児童の苦痛を取り除く→いじめ対策委員会→再発防止策としての日常的実践計画→継続的な見守り

■いじめ防止対策委員会

校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭・スクールカウンセラー、助言者…民生児童委員、スクールソーシャルワーカー関係機関が加わり、専門的見地からの指導・助言を得るものとする。

■ 重大事案発生時の関係機関との連携

①立川市教育委員会との連携

・いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するために、立川市教育委員会の方針に基づいて出席停止の処分を行う。

②立川警察署との連携

・暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に立川警察署生活安全課に相談。
・児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに通報する。

③緊急時以外にも、立川警察署スクールサポーターとの関係を構築し、相互協力できる体制を整える。

③立川少年センターとの連携

・心理専門の職員の活用 ※立川少年センター 立川市柴崎町2-14-10 (042-522-6938)

④インターネットの事案相談先

・東京法務局立川出張所 (電話042-524-2716) ・法務省「インターネット人権相談窓口」

■ 研修資料

(1) いじめを生まない学級と授業

○ 学校で起きるいじめの多くは、「授業中なんとなくざわざわしている」という状態の学級から発生する。そこで、学校は規律があり、児童一人一人が大切にされ、分かる授業を行うことが重要となる。そのために、教師の人権感覚を基盤に、指導技術を高め、より良い学級集団をつくっていくことがいじめの防止の鍵となる。

(2) 教師の人権感覚を高める

○ 教師の人権感覚とは

学校生活の中で、児童による人権上問題のある言動を目にしたとき、「それはよくない」と思う感性であり、そのような言動を行った児童に対してその場で注意できる姿勢である。

○ 教師の人権感覚と児童の人格形成

児童は、日頃の教師の言葉遣いや態度から人間としての生き方を学んでいく。したがって、教師の人権感覚は、児童の人格形成に大きな影響を及ぼすことを自覚していかなければならない。

○ 児童を呼ぶとき、通常は「さん」や「くん」を付けて呼ぶ。